

学校いじめ防止基本方針

令和 8 年（2026 年） 8 月改定

箕面市立東小学校

もくじ

I いじめに関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの解消
- 3 いじめの防止等の対策に関する基本認識

II 未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る
- 2 互いに認め合い、支え合い、高め合う仲間づくり
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域の方への働きかけ

III 早期発見

- 1 早期発見のためのポイント
- 2 学級内の人間関係を客観的にとらえる
- 3 いじめ発見のための手だて
- 4 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 5 地域の協力を得る

IV 早期対応

- 1 学校における指導体制、行動連携の実現のための対応図
- 2 いじめ対応の基本的な流れ
- 3 いじめ対応の留意事項

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめ
- 2 未然防止
- 3 早期発見・早期対応

VI いじめに取り組む体制

- 1 いじめに取り組む体制の整備

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。

（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第71号）第2条」から）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするパソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・卑猥なことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

*いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。（箕面市いじめ防止基本方針 令和8年4月から）

2 いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校に設置している「校内いじめ対策委員会」の判断により、より長期間の確認を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、当該期間が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。また、進級する際や小学校から中学校へ進学する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

3 いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、学校は、以下の①～⑧をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。また、いじめ事案が発生した場合には、「いじめ対策委員会」を開催し、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努める。

なお、この方針を、保護者及び地域のかたへ入学説明会、PTA総会、学校協議会等で周知する。

Ⅱ 未然防止

いじめにおいて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、「いじめ対策委員会」等で年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を、いじめ実態把握アンケートや箕面子どもステップアップ調査の生活調査、欠席・遅刻・早退の日数を有効に活用して把握する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを確実に行う。

2 互いに認め合い、支え合い、高め合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」（心理的安全な場所）に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

障がい理解、国際理解、人間関係づくりなどの実践を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする心を育てる指導に努める。また、すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

② 道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから発生することが多く、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で子どもたちは、心根が揺

さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。学級の児童の実態に合わせて、教科書を基本に題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。また、道徳の授業だけでなく、すべての教育活動を通して、いじめを許さないという心や意識の育成に努める。

③ 体験学習の充実

子どもたちは他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

総合的な学習や宿泊学習、修学旅行、校外学習の取り組みなどで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

④ 学級活動の充実

グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを通して、子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための活動を取り入れる。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T A活動や学校協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

また、子どもたちの様子（元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物の紛失など）の変化に現れる「いじめのサイン」の家庭と学校との情報共有に努める。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 早期発見のためのポイント

- ① どのクラスにもいじめ的な人間関係が起こりうることへの知識と理解。
- ② いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係を把握・理解。
- ③ いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る。子どもの変化（遅刻、不登校、成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ等）への気づき。
- ④ 子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応（曖昧な回答や、いじめはないとの回答だけ）に惑わされないことが大切。
- ⑤ 相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーションの大切さ。

（「いじめ問題へのアセスメント、プランニングのポイント」研修 講師：峯本耕治弁護士より）

2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもみられる。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も重要視する。

3 いじめ発見のための手立て

いじめの早期発見のためには、児童の些細な変化に気づく力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。また、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

担任を中心に、多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。また、養護教諭や学校図書館司書等の観察をもとに、保健室や図書室での様子も把握する。教職員は、学級内、学年間にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適

切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ SCによる、子どもたちや保護者に対する学校カウンセリング

SCへの相談は子どもたちにとってハードルが高い側面がある。しかし学級担任や学年にかかわる先生等に相談しにくい内容も、SCによる学校カウンセリングがあり、子どもたちが大人に対し気軽に相談できる環境を整える。

児童の様子を観察し保護者とも相談しながら積極的なSCによる学校カウンセリングを行う。

④ 箕面市人権政策課 子ども・いじめ相談係

いじめは重大な人権侵害であるため、学校、教育委員会とは別に、いじめに対応する組織（第三者的な立場でいじめ相談に対応する組織）として、市である人権文化部に人権政策課子ども・いじめ相談係がある。

必要に応じて相談支援専門員（弁護士）の助言を受けながら、相談支援員（有資格者）等が相談にあたる。

⑤ いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

生活相談週間での生活アンケート、ステップアップ調査のi-checkやいじめアンケート等の調査に取り組む。

4 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので注意する。情報が入ったら、「いじめ対策委員会」を開催し、具体的対策を考える。

① 本人からの訴えには

- 心身の安全を保証するため、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と教職員の姿勢を日頃から伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを、「あなたを信じているよ。」という姿勢で傾聴する。また、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 訴えてきたその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

5 地域の協力を得る

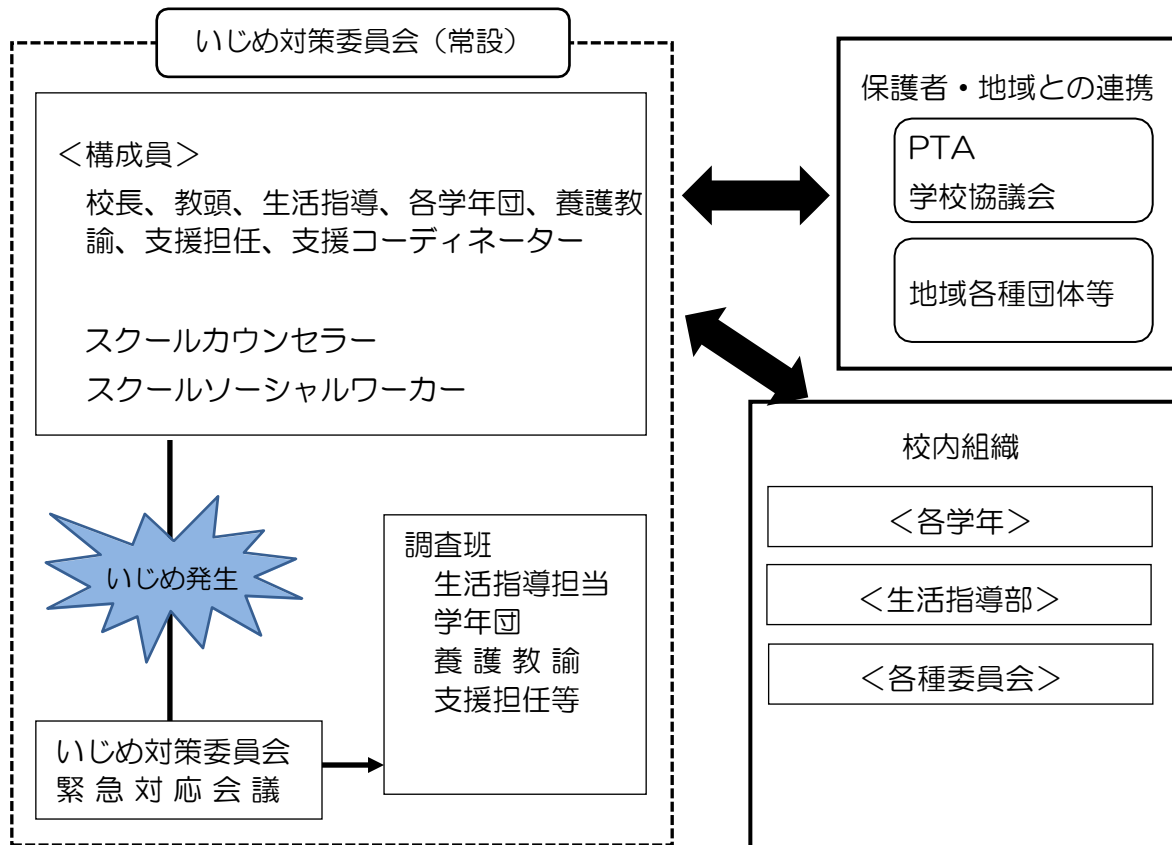
学校協議会や校区青少年を守る会などと、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題いじめへの対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、子どもたちに気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう体制づくりに努める。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、「いじめ対策委員会」を開催し、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。
子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

1 学校における指導体制、行動連携の実現のための対応図



*いじめが認知された場合は、「いじめ対策委員会」を開催する。早期対応、早期解決のため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行していく。また、いじめ発生時のみならず、「いじめ対策委員会」を常設組織として位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認する。

2 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）



正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。（日付・記録者）
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。（記録は10年間保存）
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。



指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

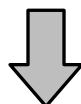


子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。



今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

3 いじめ対応の留意事項

① いじめられた子どもに対して

<子どもに対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

<子どもに対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定してい

ることを理解させる。

- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ いじめの解消と継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる状態が3か月を経過した場合や面談や保護者連絡等を通して、いじめ行為により心身の苦痛が認められない場合はいじめが解消している状態とする。ただし、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をネット上などに書き込んだり、メールを送ったりすることでいじめを行うもの。

＜特殊性による危険＞

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

＜未然防止の観点から＞

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

＜早期発見の観点から＞

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏ま

えた指導を行う。

＜インターネットの特殊性を踏まえて＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

＜指導のポイント＞

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること
＊ネット上のいじめを発見した場合は、いじめの内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等記録を残しておく。

③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）の対応

＜指導のポイント＞

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめに取り組む体制

1 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのため

には、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。

いじめへの組織的な取組を推進するため、いじめに特化した機動的な「いじめ対策委員会」を常設し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。全ての教職員に対し、年に数回、いじめ問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。

① いじめ対策委員会（児童支援委員会）の設置について

●構成員

校長、教頭、生活指導、各学年団、養護教諭、支援担任、支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※ いじめ事案発生時のみならず、定期的におこなう。

② 重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子ども、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態の意味について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に当たる。
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

③ 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に導計画を立てて、学校全体でいじめに取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
四月	↑ いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等 職員会議 ・共通理解		
五月	定期的・事案発生時、いじめ対策委員会の開催 学級懇談会等による 保護者向け啓発 いじめ対策委員会	学級・学年づくり 人間関係づくり 学校行事、学年行事等 を活用し、年間を通じ て人間関係づくりを 計画的に進める いじめ対策の研修	
六月	いじめ対策委員会	生活状況調査（i-check）	（6年生児童SC面談）
七月	いじめ対策委員会		
八月			
九月	いじめ対策委員会		
十月	いじめ対策委員会 ↓		いじめ実態把握アンケート

十一月	↑	いじめ対策委員会	学級・学年づくり 人間関係づくり 学校行事、学年行事等 を活用し、年間を通じ て人間関係づくりを 計画的に進める	
十二月	定期的・事案発生時、 いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	生活状況調査 (i-check)	
一月		いじめ対策委員会		
二月		いじめ対策委員会	学校生活アンケート	
三月		いじめ対策委員会		
	↓			

*東小学校では「校内支援委員会」を常設し、「いじめ対策委員会」を兼ねていじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。